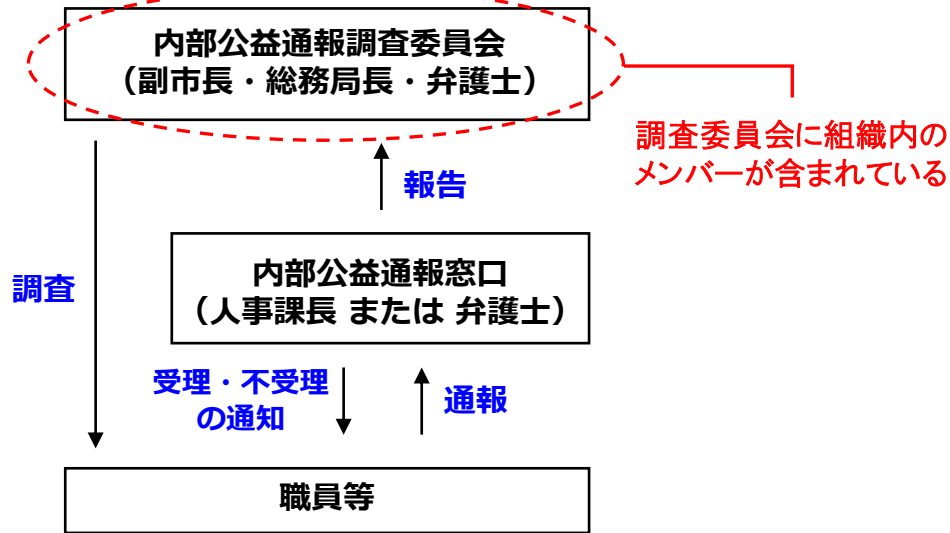


## ■内部公益通報の処理フロー



## ■通報実績の他市比較(政令市・中核市)

年度	西宮市	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市
2017	0	28	2	0	4
2018	0	35	12	0	2
2019	1	44	4	0	1
合計	1	107	18	0	7

本市の通報実績は、運用開始からの15年間で1件のみ。  
活用を促すために、制度の見直しが必要ではないか？

## ■横浜市の事例

不正防止内部通報制度運営状況

公表日	期間	通報件数	受理件数	不受理件数
令和2年11月30日	令和2年7月1日～9月30日	4件	3件	0件
令和2年8月17日	令和2年4月1日～6月30日	6件	6件	2件
令和2年8月17日	令和2年1月1日～3月31日	4件	2件	0件
令和2年3月5日	令和元年10月1日～12月31日	1件	1件	0件
令和元年12月3日	令和元年7月1日～9月30日	1件	0件	1件
令和元年9月5日	平成31年4月1日～令和元年6月30日	1件	2件	0件
令和元年5月29日	平成31年1月1日～3月31日	4件	2件	1件
平成31年2月25日	平成30年10月1日～12月31日	0件	0件	0件

※受理件数及び不受理件数は、当該期間に受理・不受理した件数を示すため、合計が同期間内の通報件数と一致しない場合があります。

令和2年11月30日	勤務体制等に 関する件 (PDF: 88KB)	アルバイト職員の勤務体制において、一部のローテーションでは、規定の勤務開始時間15分前から、業務を行うこととされていたが、当該労働時間分の賃金が未支給となっている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■調査結果 業務マニュアルを確認したところ、勤務開始時間の15分前には動き出す必要がある旨の記載があり、勤務開始時間の15分前からの就業を命ぜられた状態であると言える。 当該時間の勤務分に相当する給料は支払われていない状態である。これは、一部賃金の未払であるといえ、労働基準法第24条に違反する状態であることから、速やかに未払い分の賃金を支給すべきである。</li> <li>■本市の対応 支給していなかった当該超過勤務分の報酬を支給する。 勤務時間の見直しを検討する。</li> </ul>
------------	----------------------------------	--	---

通報件数(受理・不受理)および通報概要(調査結果・市の対応を含む)をホームページ上で公表している。

(横浜市不正防止内部通報及び特定要望記録・公表制度委員会)  
第3条 横浜市附属機関設置条例(平成23年12月横浜市条例第49号)第2条第1項に規定する横浜市不正防止内部通報及び特定要望記録・公表制度委員会(以下「委員会」という。)の委員は、弁護士資格を有する者その他必要と認められる者の中から、市長が委嘱する。

委員会は外部の弁護士のみで構成されている。